

臓器提供意思確認のための リーフレット作成の試み

(財) 宮崎県腎臓バンク	重満恵美
宮崎県福祉保健部健康増進課	相馬宏敏
〃	瀧口俊一
〃	林子工子
(社) 日本臓器移植ネットワーク	塚本美保

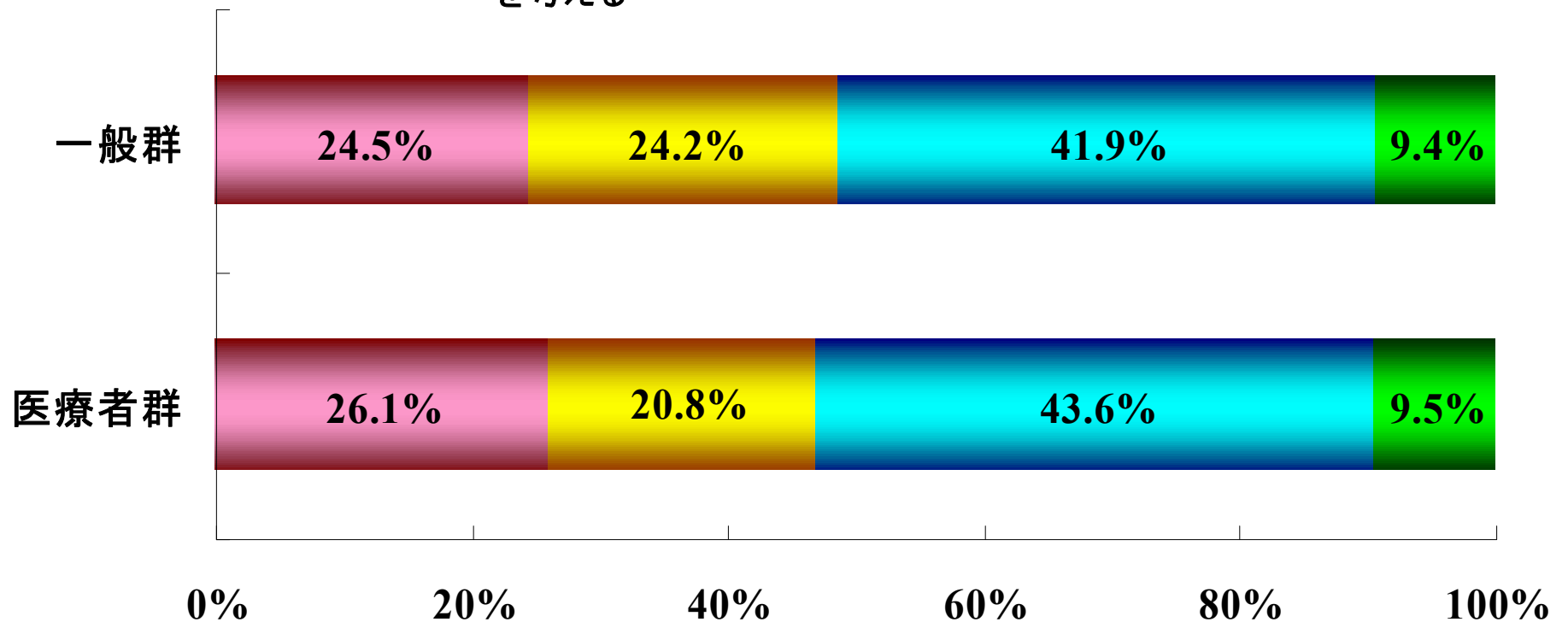
臓器提供に関する意識調査

平成16年度 宮崎県腎臓バンク調査

【 問 い 】

「日頃から、臓器提供の意思のある家族の一人が、蘇生不可能な状態になりました。
あなたは臓器提供についてどのように考えますか？」

■ 自分から話しをして提供 ■ 医療者から話しがあれば提供 ■ どちらとも言えない ■ 提供しない
を考慮



リーフレット作成の経緯

【臓器提供に至るきっかけ】

- 家族が申し出る
 - ・・・臓器提供の機会があることを知らない
 - ・・・知っていても忘れている
 - ・・・切り出せない
- 医療者からの提供意思の確認・・・負担が大きい

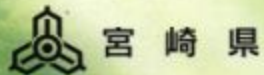
➡何らかの形での意思を確認することの必要性

医療現場における意思確認の環境整備

(臓器移植法 第3条 国及び地方公共団体の責務)

ご家族のみなさまへ

宮崎県では、
県民の皆様の意思を尊重するために、
あなたのお気持ちを確認させて頂いております。



臓器提供意思確認リーフレット

「臓器を提供したい」、あるいは「提供したくない」、
どちらのお気持ちも尊重し、大切に守ります。

県の移植コーディネーターから
臓器移植に関する話をお聞きになりますか？
次の項目に○をつけていただき、スタッフへお渡してください。

聞いてみてもよい

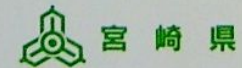
聞きたくない

お名前 _____

～医療スタッフの皆さまへ～

この用紙をお受け取りになりましたら、下記までご連絡ください。

●連絡受付ダイヤル 電話 0985-25-3106



for

～だれかのために～

ご家族の皆様には、大変つらく、苦しい時とお察しいたします。

この案内書をお手にとっていただきまして、ありがとうございます。

確認させていただきたいこと

移植医療は善意の臓器提供により成り立っていることをご存じでしょうか。

「臓器を提供したい」、あるいは「提供したくない」、どちらも「権利」として尊重されています。

そこで、患者様ご本人の意思とご家族のお考えをお教えください。

折込の用紙にご記入のうえ、スタッフにお渡しください。

※臓器提供意思表示カードを持っている方も、持っておられない方も、ご家族のご希望で、腎臓や角膜などをご提供することができます。

主治医は移植医療に関与しない立場です。
臓器を提供する・しないの選択によって、
治療上、不利益になることはありません。

ご相談ダイヤル

●宮崎県移植コーディネーター 0985-25-3106

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 宮崎県福祉保健部健康増進課内 (財)宮崎県腎臓バンク

●宮崎県福祉保健部健康増進課 0985-26-7078

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

●(社)日本臓器移植ネットワーク西日本支部 06-6455-0504

主治医は移植医療に関与しない立場です。
臓器を提供する・しないの選択によって、
治療上、不利益になることはありません。

時間)

「臓器を提供したい」、あるいは「提供したくない」、
どちらのお気持ちも尊重し、大切に守ります。

県の移植コーディネーターから
臓器移植に関する話をお聞きになりますか？
次の項目に○をつけていただき、スタッフへお渡してください。

聞いてみてもよい

聞きたくない

お名前 _____

～医療スタッフの皆さまへ～

この用紙をお受け取りになりましたら、下記までご連絡ください。

●連絡受付ダイヤル 電話 0985-25-3106



宮 崎 県

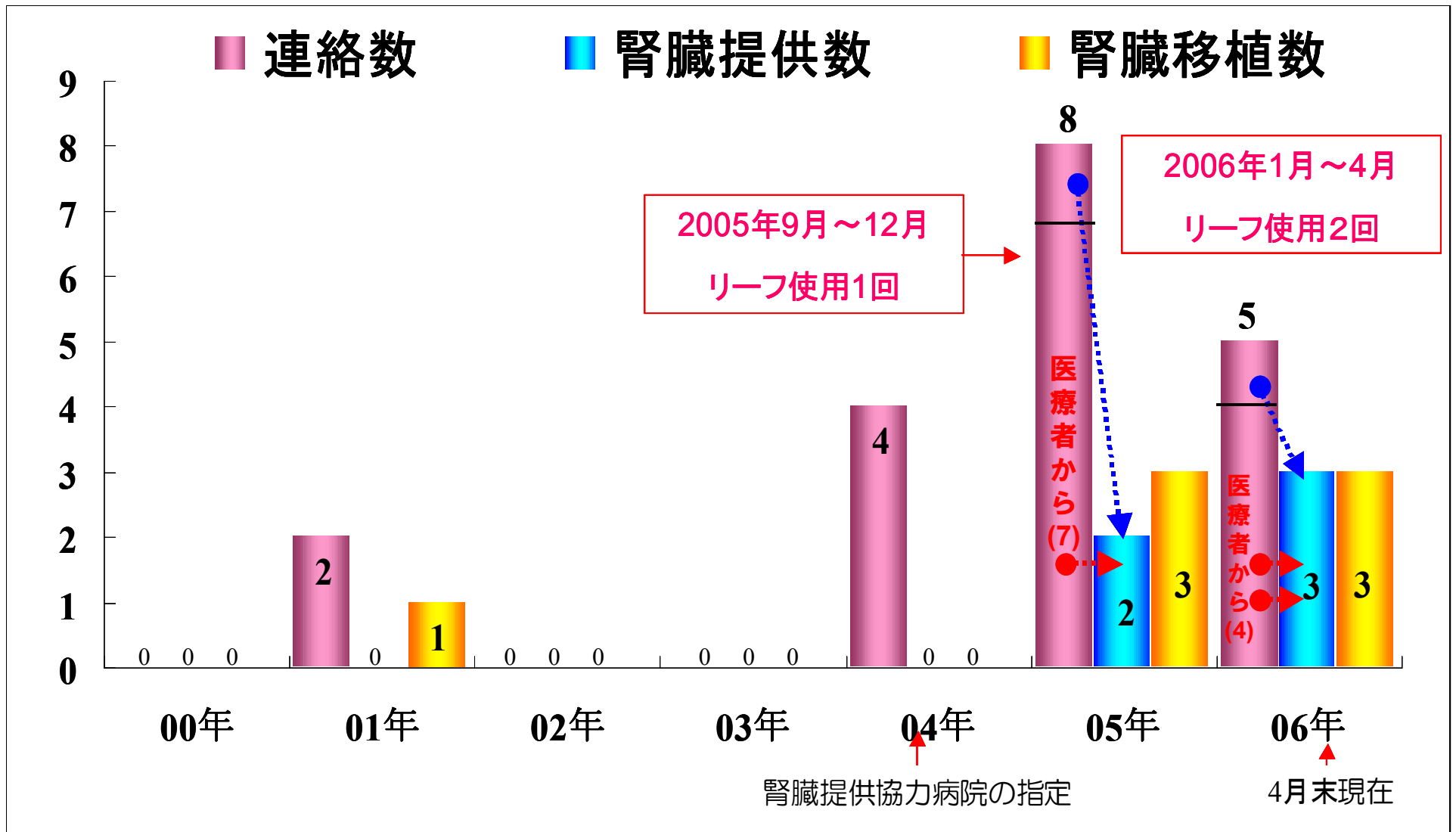
お渡しいただきたい方

- 1 脳死状態または脳死に近い状態と診断されている
- 2 家族がその状況を受け止めている
- 3 明らかなドナー適応の禁忌事項がない

実施対象施設

腎臓提供協力病院11施設で、
リーフレットの使用について、院長及び各関係者の
合意が得られている施設

臓器提供に関する連絡数と提供数・移植数



まとめ

- (1)臓器を提供する権利の尊重、(2)意思確認に伴う医療者の負担軽減を目的として、リーフレットを作成した。
- 臓器提供は残された家族が最期に成し得ることの一つであり、その意思は尊重されるべく最善を尽くされなければならない。臓器提供の意思確認はその出発点として重要であり、そのツールの一つとしてリーフレットが活用されることを期待したい。
- 今後リーフレットの効果を検証することが必要である。